

第14章 知的財産権

1. 知的財産権の保護

(1) 知的財産権の保護のために

特許権、意匠権、商標権等の工業所有権や著作権、半導体回路配置デザイン等の知的財産権は、それを発明、考案または作り出した国において保護されるのみならず、それらを利用して製造し、または製造した製品を販売しているほかの国においても、広範な国際協定等によって、同様に保護されるようになってきている。

タイの知的財産権制度は近年急速に整備が進められているが、現状、依然として模倣品が後を絶たない。日本人や日系企業は、タイにおいても、相互主義に基づき、タイの国民や企業と同等に保護を受けることができる。しかし、タイで工業所有権等に関する新製品を製造したり、これをタイ国内で販売し、またはタイ国外に輸出したりする場合には、模造の防止の観点から、予めタイ（または輸出国）で工業所有権等の登録出願を行うことが必要である。もっとも、タイにおける工業所有権等の取得には数年（特許権登録で1年から3年程度、小特許権（日本の実用新案権に近い）で6ヵ月から2年程度、商標権登録で1年半から3年程度）を要することもあるため（ただし、出願書類や附属書類等の完成度合いにもよる）、工業所有権等の出願は早めに行うことが必要である。

(2) 知的財産権に関する法体系

タイは、知的財産権の保護強化に向け、ウルグアイ・ラウンドでの協議段階から参画し、関連法規の整備に取り組んできた。タイの知的財産権には、著作権、商標権、植物新品種権等のように個々の権利ごとの法律により規定されているものと、特許権、小特許権、意匠権等の工業所有権のように特許法の中で規定されているものとがある（図表14-1）。また、模造品が製造・流通して知的財産権が侵害されたような場合、個別の知的財産権保護関係法令だけでなく、刑法による刑事罰も規定されている。また、税関に関する法律により当該模造品の輸入または輸出の停止が規定されている。

知的財産権の保護に関する国際条約の締結状況をみると、タイは、文学・芸術作品の保護に関するベルヌ条約に加盟するとともに、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約、商標に関するマドリッド協定等、多数の主要な国際条約に加盟している。ただし、タイは植物の新品種の保護に関する条約には加盟していないことに留意が必要である。また、WTOに加盟し、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs協定）に準拠した知的財産権の保護に関する義務を負っており、それを踏まえた国内法の整備を図ってきている。2015年には、営業秘密法における罰則規定が強化された。また、著作権法においても、権利管理情報（Rights Management Information : RMI）や技術的保護手段（Technological Protection Measures : TPM）が保護の対象となるとともに、インターネットサービスプロバイダの責任やファーストセールの法理、実演家の人格権等が新たに規定され、著作権侵害コンテンツの使用停止や削除をサービスプロバイダーに命ずることを当事者が求めることができるようになったほか、映画の無断撮影に対する罰則が強化された。

2016年には、商標法が改正され、音の商標が保護の対象に含まれることとなった。また、2つ以上の分類での出願が可能となるだけでなく、マドリッド協定に基づく出願手続が整備される等の改正がなされた。近年の動きとしては、2022年8月に著作権法の改正が進められた。これはデジタル化時代の商業化に対応するために著作権法を更新したものの、YouTube等で著作権法に違反する行為が見つかった場合、著作権者はプラットフォームの運営者に直接通報し、コンテンツを削除することが可能となる。以前は法手続を経る必要があり、時間がかかっていた。これにより、タイのアーティストの収入増にもつながると期待されている。

図表 14-1 保護の対象となっている知的財産権の概要

知的財産権	関係法	所轄官庁	保護対象	登録	保護期間	備考
著作権	1994年著作権法	商務省 知的財産局	芸術的創作物（文学、音楽、映画、絵画、彫刻等（CD、ビデオ、コンピュータ・ソフトウェアを含む））、実演者等の著作隣接権等	不要。但し、 知的財産局への記録可	・法人の場合、創作または公表より50年間 ・個人の場合、存命中及び死後50年間	
特許権 (実用特許)	1979年特許法	同上	発明（新規性、進歩性、産業上の利用可能性のあるもの。方法に関するものを含む）	必要	出願日から20年間	先願主義、12ヶ月間の優先権
小特許権 (実用新案権)	同上	同上	同上（但し、進歩性は不要）	必要	出願日から6年間（2年間の延長が2回可）	先願主義、12ヶ月間の優先権
意匠権	同上	同上	製品意匠（デザイン）	必要	出願日から10年間	先願主義、6ヶ月間の優先権
商標権	1991年商標法	同上	識別性を有する商標、サービスマーク、団体商標、証明商標（王室、赤十字等の国際機関に係するもの等を除く）	必要	登録日から10年間（10年ごとの延長が可能）	先願主義、6ヶ月間の優先権
植物新品種権	1999年植物新品種保護法	農業・協同組合省 農業局	均一性、安定性及び区別性を有する品種。また、植物品種のうち、出願日前の1年以上前から育成者自身又は育成者の同意を得た者が種苗として利用していないものであって、他の既存の植物品種から識別されるもの（遺伝子組替えには制約あり）	必要	・2年内に果実の収穫が可能な植物：登録証の発行日から12年間 ・果実の収穫に2年以上を要する植物：登録証の発行日から17年間 ・果実の収穫に2年以上を要する樹木に係る植物：登録証の発行日から27年間	先願主義、1年間の優先権
半導体回路配置 デザイン権	2000年半導体集積回路の回線配置保護法	商務省 知的財産局	設計者が創作し集積回路産業ではありふれたものではない回路配置デザイン、または設計者が集積回路産業でありふれた素子、回路配置デザインの相互接続若しくは集積回路を組み合わせることで、ありふれたものではないものとした回路配置デザイン	必要	出願日又は最初の商業利用の日のいずれか早い日から10年間（但し、回路配置デザインの創作完了日から15年以内とする）	先願主義
地理的表示	2003年地理的表示法	同上	特別の優位性を有する地理的名称を付した商品	必要	期間限定なし	
企業秘密	2002年企業秘密法	同上	企業の有する機密性を保持する情報（情報の秘匿性、有用性、非公知性）	不要。但し、 知的財産局への記録可	期間制限なし	

(出所) JETRO の資料より作成

なお、知的財産とは異なるが、企業にとって影響がある法律として、2019年5月に個人情報保護法が告示され、一部が施行された。個人情報保護法の複数の条項については、告示日から1年間の移行期間が設けられ、2020年5月27日から施行される予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による準備不足等を理由に2度延期され、2022年6月1日に全面的に施行さ

れた。2023年12月には、個人情報の越境移転に関する告示が公表され、2024年3月24日に発効した。これより、個人情報の移転にあたっては、当該国がタイの個人情報保護法と同等以上の厳格な保護基準を持つことが原則必須となった。ただし、移転先が基準を満たす保護基準を持っていない場合は、データを取り扱う事業者が適切な保護措置を行うなどを条件に、一部例外を認めている。

(3) 知的財産権認定のための手続

タイでは、著作権や企業秘密等を除き、特許権、小特許権、意匠権、商標権等の工業所有権の保護を受けるためには、商務省知的財産局等への登録が要件となる。登録がなされた権利に対する侵害等があった場合には、民事上の制裁（差止め、損害賠償、没収）や刑事上の制裁（罰金及び禁固）の対象となる。農業・協同組合省農業局の所管である植物新品種権を除き、大半の知的財産権の所轄官庁は商務省知的財産局となっている。

一般に、特許権等の工業所有権の登録出願は、厳格な先願主義を採用している。一旦登録されると出願人に登録証が発行されるところ、登録証の存続期間（すなわち保護期間）は知的財産権の種類によって異なる。また、特許権、小特許権、意匠権、商標権、植物新品種権の出願者には優先権¹¹が認められている。さらに、2024年1月より植物肉などの新規食品や健康補助食品、オーガニック食品や医療食品など、医療や公衆衛生に関わるフューチャーフードの特許のファストトラック審査を開始した。ただし、タイで最初に提出された出願であること、あるいはタイの受理官庁を通して世界知的所有権機関にPCT出願（特許協力条約、Patent Cooperation Treatyに基づく国際特許出願）として提出された出願であることが条件である。

(4) 知的財産権紛争処理体制

タイ国内にて、模造品の製造、販売、輸入等が行われる等、知的財産権が侵害された場合、まずは侵害者に対し警告を発する等の措置を講じる。それでも侵害が取まらない場合には、司法機関へ提訴し、救済を求めることになる。

タイの裁判所は、一般には、最高裁判所を頂点に、控訴裁判所、第一審裁判所から構成される三審制がとられているが、知的財産権の侵害等に関する民事訴訟及び刑事訴訟の第一審は知的財産・国際取引裁判所が管轄し、控訴審は専門事案高等裁判所が管轄を有する。知的財産権の侵害に対する司法上の救済手段として、裁判所による差止命令または損害賠償の支払命令による救済が挙げられる。刑事訴訟では、知的財産権の侵害に関する違法行為として、偽造品の製造・取引・売買、工業所有権の侵害、著作権の侵害が挙げられており、違反者には罰金や禁固刑が科せられる場合がある。

¹¹ 優先権とは、最初に日本等の外国で登録された後、優先期間内にタイで出願した場合に、その間に生じた事実により不利益な取扱いを受けないとする権利のことという。例えば、特許の場合、タイ国外の特許出願日から12カ月以内に優先権を主張して第2国（タイ）に出願すると、最初のタイ国外での出願日を第2国（タイ）の出願日とみなすことができる。

2. 技術援助契約締結での留意点

タイへの高度な技術の移転は、言語の制約から困難が伴う。技術マニュアル作成のノウハウも未熟であり、技術援助契約にこちらの意向が十分に反映されず、紛糾の種となることも少なくない。しかし、タイには技術援助契約を規制する法律も存在しないことから、合弁先に対する技術援助にあたっては、技術援助の内容や責任を明確にする詳細な契約書を作成する等して、トラブルを事前に防止することが重要である。